

令和3年6月25日

第12回村上市農業委員会会議録

第12回村上市農業委員会定例会を令和3年6月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	3番	遠藤俊樹
4番	本間裕一	5番	佐藤健吉
6番	菅原隆雄	7番	佐藤昌夫
8番	遠山久夫	9番	本間サヨ子
10番	稲葉浩之	11番	斎藤博
12番	加藤孝平	13番	齋藤文夫
14番	石山章	15番	佐藤裕介
16番	船山寛	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子
20番	富樫与志栄		

1. 欠席委員は次のとおりである。

2番 板垣栄一

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規程による農地転用について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見書の交付について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	中村宣信
事務局副参事	小田雄介
市農林水産課主査	星梓

1. 午後1時28分 事務局長（小川良和君） 皆さん、ごめんください。定刻前ですが、本日出席予定の皆様おそろいですので、ただいまから第12回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。本日は、議席番号2番、板垣委員より欠席する旨の連絡が入っております。よって、出席委員19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

なお、当初6月定例会につきましては最適化推進委員の皆様方との合同会議を予定しておりましたが、コロナ禍の影響もございませぬ。感染防止という観点も含めまして、本日は推進委員の代表の方からの出席という形に変更させて開催をさせていただきました。よって、今日は推進委員の副委員長の飯沼委員のほうから出席いただいておりますので、併せて報告いたします。

また、本日の議題、第1号の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の意見を求めるに当たりまして、変更内容についての内容を説明する説明員といたしまして、市農林水産課の星主査が出席しておりますので、併せて報告いたします。

それでは次に、会長よりご挨拶のほうをお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

それでは、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） 会議に入ります前に、議席番号20番、富樫委員から発言を求められておりますので、富樫委員、お願いします。

○20番（富樫与志栄君） すみません。協議の前に、私から一言お礼申し上げたいと思います。

先般妻が亡くなりまして、たくさんの皆さんから葬儀の際、ご参列いただきました。大変ありがとうございました。また、皆さんからたくさんのご芳志いただきまして、大変ありがとうございました。お礼申し上げます。誠にありがとうございました。

○議長（石山 章君） それでは次に、日程3の議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第12回村上市農業委員会総会議事録署名委員には、議席番号4番、本間委員、議席番号5番、佐藤委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告。報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について報告してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第1号 農地法第4条第1項第9号の規定による農地転用について報告いたします。

1ページ目を御覧ください。番号1、申請人、\_\_\_\_\_、土地につきましては1筆、地目、畑、台帳面積は28平米、うち転用面積も同じ28平米となっております。転用目的は、農業用施設用地と

いたしまして農機具物置の建設でございます。備考といたしましては、申請者は14アールの農業経営を営んでおります。今回の申請は、農機具物置の建設を計画したものです。農機具物置としまして、1棟、建築面積33.12平米となっており、土地の実測面積は91平米であるということでございます。2ページ目を御覧ください。位置の説明になります。図面上が葛籠山集落となっております。左手に国道7号、右手に平林城がございます。図面中央、ちょうど中心部に黒い太線の三角地がございますけれど、こちらのほうが申請地となっております。

報告は以上です。

○議長（石山 章君） 今ほど説明あった件について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

1番、阿部委員。

○1番（阿部正一君） ちょっとお伺いします。

この面積の相違、ちょっとした相違の面積、3倍以上実測はあるということで、国調なんかの関係で。その辺のことをお聞きしたいのですが。

○事務局次長（中村宣信君） こちらの土地は、国土調査は入っていない土地です。法務局の公図見ますと、分類が地図に準ずる図面というふうに書かれております。通常ですと、地図、法第14条第1項とかが書かれているのですが、そういったものが書かれていない。要は、明治の時代の図面がそのまま残っている場所。要は、道路計画とか国土調査が入っていないために正確な図面が起こされていない場所というのは、結構市内にもあるということを聞いております。このぐらい、3倍というところもあれば、もっと大きい差がある場所もありまして、当時、余談になるかもしれませんが、税金を徴収するための基礎となる耕作面積を明治のときに測量したらしいです。そうすると、当然少しでも少なく税金を納めたいということで過少申告する傾向があったというようなお話も聞いておまして、今回そういったところで図面の精度の違い、そういったところでこのような差があります。なお、建物が建った後にこの面積で、隣接地の方と境界確認して承諾得ているので、この91平米という形で登記し直しということで聞いております。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいですか。

ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、次に報告第2号について事務局より説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告いたします。

今回の案件は4件となっております。番号1番、申請人、\_\_\_\_\_、土地につきましては合計7筆、計1,792平米、申請の事由といたしましては、申請地は約20年前から耕作をしておらず、現在は原野化しています。このため農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、下段、2番目となります。申請人、\_\_\_\_\_、土地につきましては合計3筆、計279.91平米、申請の事由といたしましては、申請地の八日市字荒田\_\_番\_\_は湛水防除事業により関根川の水路敷の中に入っています。新飯田字前田\_\_番\_\_、\_\_番\_\_は昭和59年の河川改修により百川の河川敷の中に入っています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、次のページ、4ページを御覧いただきたいと思います。番号3番、申請人、\_\_\_\_\_、土地につきましては1筆、574平米、申請の事由といたしましては、申請地は昭和58年から申請人の父が経営していた造園業の資材置場として利用してきました。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、下段4番目となります。申請人、\_\_\_\_\_、土地につきましては1筆217平米、申請の事由といたしましては、申請地は昭和60年頃から資材置場として利用してきました。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

続きまして、右側、5ページ、位置の説明をさせていただきます。番号1番でございます。図面中央上段のほうに諸上寺でございます。図面下側、左手に石船神社ございまして、その前に三日市集落がございます。左手のほう、海側になるのですが、そちらのほうに、ちょっと神社の上のほうというのですか、小高いところになるのですが、申請地の4筆、\_\_番\_\_から\_\_の申請地がございます。上から順に\_\_番\_\_、三日月形が\_\_番\_\_、その下、ちっちゃい四角が\_\_番\_\_、その下が\_\_となっております。また、図面の右側のほうに3筆ございます。こちらが上のほうから\_\_、\_\_、\_\_というふうな申請箇所となっております。

続きまして、6ページを御覧いただきたいと思います。申請番号2番でございます。真ん中、図面中央に新飯田集落でございます。右側がJR羽越本線、上から下、北から南のほうに走っておりまして、中央に岩船町でございます。図面中央から左側のほうに、上から下のほうに百川がございます。その百川の左隣に国道345号ございまして、この百川と国道345号の交差する若干上のあたり、そちらのほうに2筆申請地まずございます。上が\_\_番\_\_、四角のほう、ちょっと四角っぽくなっているほうですが、それとその下に、三角形なのですが、\_\_番\_\_という申請地がございます。この百川、ずっと図面下のほうに進んでいくと関根川という表記があるかと思うのですが、その上にもう一筆の申請地でございます\_\_番\_\_がございます。

続きまして、右側7ページ御覧いただきたいと思います。番号3番でございます。図面中央が下助淵集落となっております。右手に国道7号が走っております。図面右から左のほうに助淵川が中央走っておりまして、その助淵川下、7号寄りのところに黒く太線で囲まれているところが申請地でございます。

続きまして、次のページ、8ページを御覧ください。番号4番でございます。左側のほうに国道7号線、上から下のほうに向かって走っております。図面下、右から左に助淵川がございまして、

図面下段の右方向のほうに、助漕川のちょっと上のところに三角地で、太線で囲まれているところが申請地でございます。

報告は以上です。

○議長（石山 章君） 今ほど説明をいただいた件について、質問等ありましたらお願いします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） 特にないようでありますので、報告については以上といたします。

議事に入ります。議案第1号 農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想に対する意見書の交付についてを議題といたします。

じゃ、最初に事務局、説明してください。

○事務局長（小川良和君） それでは、9ページのほうを御覧ください。議案第1号 農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想に対する意見書の交付についてです。今回は、農業の構造改革を推進するため、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行及び県の農業経営基盤強化の促進に関する基本方針の変更に伴い、村上市が作成しております農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を変更したいので、意見を求めるということでありまして、今日は先ほどご説明したように担当者であります市農林水産課、星主査に詳細について説明いただくこととしておりますので、ご了承していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、農林水産課の星主査から説明をお願いします。

○市農林水産課主査（星 梓君） 皆さん、こんにちは。農林水産課、星と申します。本日説明させていただきます。よろしく願いします。座って失礼いたします。

説明に入る前に資料の確認をさせていただきたいと思います。1枚、A4の裏表の紙、村上市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてという紙が1枚と農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想案という冊子と、もう一冊、参考資料ということで26年の営農類型が書かれている冊子、3つになります。説明に入る前なのですけれども、今回県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が変更されたことに伴う市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更についてスケジュールを少しご説明したいと思います。今回説明をさせていただきまして、皆様にいろんなご意見等をいただきながら、7月15日頃までに農業委員会の皆様のご意見とにいがた岩船農協さん、かみはやし農協さんの両JAさんからも意見書をいただき、県と協議に入っていくような流れになっております。その後調整を経て9月中には報告する流れとなっております。

それでは、内容のほうの説明をしたいと思います。村上市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてという紙に基づいて説明させていただきたいと思います。基本事項につきまして、新潟県は令和3年3月に農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針、以下基本方針というを変更しました。このため、村上市においても基本方針に即して農業経営基盤の強化の促進に

関する基本的な構想、以下基本構想といいます、の一部を変更します。なお、来年度には県の総合計画が改正される予定であり、それに伴い基本方針も大きく変更されることが想定されます。本市の基本構想についても来年度以降に全体的な見直しをする予定です。そこで、今回の変更に係る概要について下記のとおりになります。1つずつ説明させていただきます。

1番、市の農業の現状についてということで、基本構想案の1ページからになります。こちら赤字見え消しになっていて大変見にくい資料になるのですが、前回より変更があった箇所を赤字にさせていただいています。前回の基本構想の変更が平成26年度なのですが、平成26年からは状況が変わっておりますので、現状に合わせて変更します。なお、今後の施策については基本方針をもとに追加、修正しております。

2番の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標に関してというところで、こちらは6ページから御覧いただければと思います。こちらは、ちょっと見え消し大変見にくくなりますので、修正追加しているところ赤字になっております。平成26年の参考資料が元の数字になっておりますので、そちらと併せて御覧いただければ分かりやすいかなと思います。県の基本方針につきましては、①番、需要に応じた米づくり、②番、稲作経営体の園芸導入、③番、スマート農業の導入による自動化、省力化です。それにつきまして、市の対応といたしましては、営農類型につきましては基本的従事者が他産業並みの労働時間、年間1,800から2,000時間程度で他産業並みの所得、400から500万円程度を確保できるモデル的な指標とする方針は変更せず、上記の①から③までを考慮し、県に準じて内容を一部変更します。

こちらなのですが、①番の需要に応じた米づくりという県の基本方針なのですが、村上市の対応として、水稻を含む営農類型につきましては、少子化やコロナ禍等に起因する米需要の減少を受けまして、交付金等で一定の収入が見込める非主食用米の取組を推進し、農業者の経営安定化を図る必要があることから、水稻作付面積全体の3割ぐらいを非主食用米としたいということで営農類型のほうに盛り込まれています。

②番の稲作経営体の園芸導入についてという県の基本方針なのですが、市の対応としては1億円産地づくりの推進からネギ、トマトなどの園芸複合経営の部分も営農類型のほうには盛り込んでおります。

③番のスマート農業の導入による自動化、省力化等についてなんですけれども、今様々なアシスト機能やGPS機能を活用したトラクターや田植機、コンバインなどが開発されておりますが、その中でもドローンを導入する農業者が増えている状況であります。そのドローンを追加、資本装備のところにドローンを追加して試算しております。こちらの営農類型の試算なのですが、県のデータを基に県普及センターのほうに協力してもらいながら計算させていただいている数字となっております。

この3番の効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標及び効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標に関してということで、こちらは17ページからになります。県の基本方針としましては、①番、担い手への農地集積目標については前回の改正からの変更はありません。②番、育成すべき経営体の目標については、令和12年を目標年度として改正しております。③番、基本方針は認定農業者の確保目標を定めています。

それに伴い、市の対応ですが、①番、担い手への農地集積目標については、県と同様に市も改正しません。②番の育成すべき経営体の目標については、市の基本構想では農地集積目標とともに令和5年を目標年度としているため、市の改正はいたしません。③番、認定農業者の確保目標については、市の目標を設定するかは任意であるため、前回同様に市の基本構想には記載しません。

裏面になりますが、4番、農地利用集積円滑化事業の記載箇所に関してですが、基本構想案のこちらは32ページからになっています。県の基本方針としましては、農地利用集積円滑化事業に関する事項、その他農地利用収益円滑化事業に関する記載を全て削除しております。市の対応といたしましても、農地利用集積円滑化事業が農地中間管理事業に統合、一体化されたことにより、県と同様に一連の事項を削除しております。

5番、その他ということで、基本構想案の各ページになりますが、全体的な文言の修正、県の基本方針と合わせて一部修正をしております。今説明させていただいた基本構想案ですが、今回で決定するものではありません。農業委員会の皆様からご意見をいただいたり、またJAのほうからご意見をいただいたりさせていただきまして、県との協議に入っていくということで、県の協議に向けてまた加筆、修正をしていきたいと考えておりますので、ご意見よろしくお願ひします。

○議長（石山 章君） 今ほどご説明いただいたわけでありましたが、本来であればこれ事前配付して内容を把握できないと、なかなか意見も質問も難しいようなところもあるわけでありましたが、皆様方からご意見あったら伺いますが、いかがでしょうか。

来年に大幅な改定があるという話ですよ。それで、今年の一部改正、これは今年やらなければならない必須なのか、これをちょっとお聞かせください。

○市農林水産課主査（星 梓君） 県の総合計画が来年度改正されるという予定で、それに伴って農業のほうも基本方針も大きくそれに付随して変更されるというような情報が入ってきております。もちろんその県の基本方針が変更されますと、市の基本構想のほうも合わせて修正しなければならないということで、今回は県の修正したところを中心というか、そこに基づいた見直しをさせていただいて、全体的な見直しにつきましてはその県の方針が変わる来年度以降にまた見直しをかけていきたいというふうには考えています。今回の大きな改正については、農地利用集積円滑化事業と中間管理事業が統合、一体化されたということにより、円滑化事業の部分の文言が全て削除になるということと、あと県の先ほどの変更の方針のテーマである需要に応じた米作りや稲作経営体の園芸導入、スマート農業の導入というところを盛り込むというところ最低限の見直しという

ところになっています。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

皆様方からご意見なりご質問ありましたらお願いいたします。今ほど説明あったとおり、特に集積円滑化、JAが窓口になった事業が廃止されて中間管理機構に移行するということになった大きなところの円滑化事業に対する県の削除です、一番大きいのは。あと構想ができてから七、八年たっている流れの中で、文言の修正、また数値を現状に合わせたというようなことでの理解でよろしいのでしょうか。

○市農林水産課主査（星 梓君） はい。

○議長（石山 章君） 皆様方からご意見、ご質問ありましたらお願いします。

ないようであれば村上市農業委員会はこの一部改正案については適当であるというふうに答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 特にご異議がないようでありますので、議案第1号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想に対する村上市農業委員会の意見は、適当であるというふうに報告することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、10ページを御覧ください。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

今月は全部で3件、贈与が2件、交換が1件となります。それでは、番号1番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、1筆、地積は1,677平米でございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、計2筆、地積5,404平米でございます。番号1番、2番の譲渡人、\_\_\_\_と\_\_\_\_は親子の関係でございます。このたび昨年かから耕作をお願いしております譲受人に贈与したいという案件でございます。

続きまして、番号3番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、1筆、地積811平米、こちらは宅地の一部と農地を交換するものでございます。

それでは、場所の説明をいたします。11ページ御覧ください。ページ左下に1級河川荒川がございます。そのやや上に見えますのが葛籠山の集落でございます。集落右側付近、太く囲った場所がございますが、議案2号、番号1番の贈与案件の箇所となります。続いて、12ページ御覧ください。先ほどの図面の上側に位置する図面でございます。ページ左下に見えますのが葛籠山集落でございます。集落の北方面に千眼寺、またその右側には金毘羅神社がございますが、ページ中央からやや右寄りに太く囲った箇所でございます。こちらが議案2号、番号2番の贈与案件の箇所となります。続きまして13ページ御覧ください。こちら見えますのが中原集落でございます。ページ中央南側に朝



日中学校ございます。県道高根村上線が集落内を走っており、ページ右側に太く囲った場所が今回の議案2号、番号3番の交換案件の農地となります。以上で場所の説明を終わります。

説明した3件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった議案第2号の質疑に入ります。ご意見、ご質問ある方。  
（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号については許可することに決定したいと思っておりますが、いかがでしょうか。  
（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（中村宣信君） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

今回の案件は2件となっております。番号1番、譲渡人、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、土地につきましては1筆、40平米、転用目的は駐車場敷地、契約は贈与、農地区分は第2種農地となっております。備考といたしましては、申請者は自宅から近い場所に駐車場を求めていたところ、利便性等から申請地を最適と考え、転用を申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。駐車場1台となっております。

続きまして、下段2番目でございます。貸人、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、土地につきましては1筆358平米、転用目的は住宅建築敷地でございます。契約は使用貸借、農地区分は第3種農地、備考といたしましては、申請者はこのたび住宅の建設を計画し、利便性等から申請地を最適と考え、転用申請をするものです。なお、申請地は用途地域第1種中高層住居専用地域に位置し、住宅が建ち並ぶ市街化の傾向が著しい区域にある農地です。木造2階建て1棟、建築面積84.37平米、期間は永年となっております。それから、貸人と借人の関係でございます。借人の祖母が貸人となっております。

続きまして、位置の説明をさせていただきます。右側15ページを御覧いただきたいと思います。図面上、左側に上から下方向に走っているのがJR羽越本線となっております。下側のほうに間島駅がございます。この羽越本線の上のほうというのですか、図面の上部のほうのところに申請地、長細く囲まれているところが今回の申請場所となっております。

続きまして、次のページ、16ページを御覧いただきたいと思います。番号2番でございます。図面中央に岩船小学校がございます。その小学校の左手に主要地方道新潟新発田村上線が走っており

まして、上方向が石船神社、下方向が国道345号の方向になります。この岩船小学校のグラウンドの下のところに太く囲まれているところが今回の申請地でございます。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番、2番について報告をお願いいたします。

18番、大野委員。

○18番（大野 章君） 18番、大野です。議案第3号、番号1番、2番について現地調査の報告を行います。

6月18日の午後1時30分に間島駅集合により農業委員4名、最適化推進委員3名、事務局、中村次長とで調査を行いました。中村次長から概要の説明を受けた後、現地のように移動しまして、譲受人の方からの立会いで調査を行いました。譲渡人の方は、所有する農地を次第に整理していきたいというような思いもあったようで、自宅近くで駐車場を求めていた譲受人、\_\_\_\_\_に贈与するというので、整地は行わずに現状のまま駐車場として使用すると、そのための申請でありました。現地は、住宅地の続いた、外れのほうなのですが、住宅地に接したような場所にありまして、一部野菜が栽培されてありました。隣には農地もあるのですが、その同意も得ているということで、出席者全員から許可すべきであろうとの意見でありましたので、ご審議をお願いいたします。

続きまして、2番であります。その後場所を移動しまして中村次長から内容の説明を受け、\_\_\_\_\_の立会いで調査を行いました。申請地は、岩船小学校のグラウンドと道路を挟んだ場所にありまして、住宅が建ち並ぶ市街化の傾向の著しい立地である農地であります。お孫さんが使用貸借によりまして住宅建設を計画したもので、上下水道等完備されておりますし、雨水も道路側溝に排水するというのでありました。隣に農地があるのですが、それについても所有者の方から合意もいただいております。盛土、整地を行い、そしてその農地の境界から3メートル離れた場所に建設するというので、これについても出席者全員許可すべきであろうとの意見でありましたので、ご審議をお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号につき許可することに決したいと思います。いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（小田雄介君） それでは、17ページ御覧ください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてご説明いたします。

今月は、賃貸借権の設定が27件、農地中間管理事業の案件が2件、合わせて29件の案件となります。

それでは初めに、賃貸借権の設定です。番号1番、貸人、\_\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_\_、計5筆、15,973平米、借人は認定農業者であり、新規の設定となります。

以降27番までが賃貸借権の設定の案件となります。

続きまして、農地中間管理事業による利用権の設定でございます。24ページ御覧ください。番号28番、貸人、\_\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_\_、1筆、81平米、利用権等の種別が賃貸借権の設定、期間は8年間、借賃は10アール当たり\_\_\_\_\_円、新規の農地中間管理事業となりまして、改良区費は貸人負担でございます。

以下番号29番までが農地中間管理事業による賃借権の案件となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） それでは最初に、議案番号13番から24番まで審議いたしますので、議席番号\_\_番、\_\_\_\_\_、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君退席）

○議長（石山 章君） それでは、議案番号13番から24番まで質疑に入ります。ご意見、ご質問がある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、番号13番から24番まで承認することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号13番から24番まで承認することに決定いたしました。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君着席）

○議長（石山 章君） \_\_\_\_\_、番号13番から24番まで承認することに決定いたしました。

（ありがとうございましたの声あり）

○議長（石山 章君） 次に、番号28番、29番について質疑に入りますが、議長である私、議事に参与できませんので、退席し、議長には佐藤農地調整部会長からお願いいたします。

（\_\_番 \_\_\_\_\_君退席）

○農地部会長（佐藤健吉君） それでは、私のほうから会長に代わりまして議事の進行をさせていただきます。

今説明ありましたように、24ページの中間管理機構に関する議案、番号は28番と29番に関して審

議を行います。ご意見、ご質問のある方、ありましたらお願いします。ございませんか。

(なしの声あり)

○農地部会長(佐藤健吉君) ございませんの声がありますので、議案番号28番と29番、承認することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○農地部会長(佐藤健吉君) 異議なしと認め、28番と29番は承認いたします。

(\_\_番 \_\_\_\_\_君着席)

○農地部会長(佐藤健吉君) \_\_\_\_\_、28番、29番、承認されました。ご報告いたします。

(ありがとうございましたの声あり)

○議長(石山 章君) それでは、今ほど承認された案件を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、議案第4号については承認することに決定してもご異議ございませんか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定については承認することに決定いたしました。

議案としてその他について皆様方から。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、議事については以上とし、2時25分に再開いたしますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時14分～午後2時25分

・協議、連絡事項ほか

時に午後2時58分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和3年6月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員